



(3)高速増殖原型炉もんじゅの建設工事に伴う周辺環境の安全確保等に関する協定書

福井県および敦賀市(以下「甲」という。)と美浜町(以下「乙」という。)ならびに独立行政法人日本原子力研究開発機構(以下「丙」という。)とは、丙の高速増殖炉研究開発センター高速増殖原型炉もんじゅ(以下「もんじゅ」という。)の建設工事、建設準備工事および資材等の輸送等(以下「建設工事等」という。)に伴う周辺環境の安全確保等について、次のとおり協定する。

(関係諸法令等の遵守等)

第1条 丙は、建設工事等に当たっては関係諸法令等を遵守し、建設工事等に伴う災害の発生を防止するとともに、地域住民の安全を確保するため、万全の措置を講じなければならない。

2 丙は、建設工事等が自然公園区域内において行われることにかんがみ、自然環境の保護を図るとともに、建設工事等に伴う水質汚濁、騒音、振動その他の公害防止対策および産業廃棄物処理について、関係諸法令等および「環境影響評価審査結果に基づく事後管理事項等」を遵守し、周辺環境の保全を図らなければならない。

3 丙は、資材等の輸送に当たっては交通安全対策および交通渋滞を防止するため、万全の措置を講じなければならない。

(品質保証等)

第2条 丙は、建設工事等に当たっては国内外の研究開発の成果を適切に反映させるとともに設計、製作および据付段階における品質保証管理体制を確立し、地盤災害の防止その他の安全確保に万全の措置を講じなければならない。

(地域社会との調和)

第3条 丙は、建設工事等に当たっては、地元物資の調達、地元企業の活用および地元からの雇用等を通じ、積極的に地域の振興に努めるとともに、建設工事等の請負事業者等も含めて地域社会の一員として、風紀の維持を徹底し、防犯体制を確立するなど、地域社会との調和を図らなければならない。

(請負事業者の指導監督等)

第4条 丙は、建設工事等の請負事業者に対し、地域住民の安全確保のため、災害の発生防止、公害防止、環境整備および労務管理等について指導監督しなければならない。

2 丙は、請負事業者が行う主要な許認可申請業務について把握しなければならない。

3 丙は、建設工事等が円滑に進められるよう一元的管理体制を確立するとともに、建設工事全般の責任を負わなければならない。

(計画変更に対する事前了解)

第5条 丙は、もんじゅの土地の利用計画、冷却水の取排水計画および建設計画について変更するときは、事前に甲の了解を得なければならない。

2 甲は、前項の場合において必要があると認めるときは、乙の意見を求めるものとする。

(周辺環境の監視測定の実施)

第6条 丙は、周辺環境の安全の確保等に必要な監視測定体制を整備し、関係諸法令等および「環境影響評価審査結果に基づく事後管理事項等」において定める監視測定を行うほか、環境放射能の測定を実施しなければならない。ただし、環境放射能の測定の実施時期については別に協議の上、定めるものとする。

(平常時における連絡)

第7条 丙は、甲および乙に対し、次の各号に掲げる事項について、定期的にまたは、その都度遅滞なく連絡しなければならない。

- (1) もんじゅ建設工事等の計画およびその変更
- (2) もんじゅ建設工事等の進捗状況



- (3) 前条に掲げる事項の監視測定の調査報告
- (4) もんじゅの原子炉施設の変更

(異常時における連絡)

第8条 丙は、次の各号のいずれかに該当するときは、その原因の除去、その他必要な措置を講ずるとともに、その旨を甲および乙に対し、直ちに連絡しなければならない。

- (1) 地震、風水害、地すべり等の自然災害が発生し、建設工事等に支障を与えたとき。
- (2) 建設工事等に伴い、火災または爆発事故が発生したとき。
- (3) もんじゅの設備および装置ならびに建設工事等に使用する重機類が損壊したとき。
- (4) 建設工事等に伴い、人の死傷事故が発生したとき。
- (5) 建設工事等に伴い、公害が発生し、またはそのおそれがあるとき。
- (6) 建設工事等に伴い、周辺環境に異常が発生したとき。
- (7) その他関係諸法令等に基づき報告する事項。

(立入調査等)

第9条 甲は、建設工事等に関し周辺環境の安全を確保するため必要があると認めるときは、丙に対して建設工事等に関し報告を求め、または甲の職員を丙の施設内その他必要な場所に立入調査させることができる。

2 乙は、前項において、乙の周辺環境の安全を確保するため必要があると認めるときは、甲と協議の上、乙の職員を立入調査させることができる。

3 丙は、第1項および前項の立入調査等に協力しなければならない。

4 甲および乙は、第1項および第2項により立入調査を行うときは、あらかじめ、丙に対し、職員の氏名並びに立入の日時および場所を通告するものとする。

5 第1項および第2項の規定により立入調査をする者は、その安全確保のため、丙の規則に従うものとする。

(立入調査の同行)

第10条 甲および乙は、前条の立入調査を行う場合において、必要があると認めるときは、甲および乙の認めた地域住民の代表者を同行することができるものとする。

2 前条第5項の規定は、前項の場合に準用する。

(適切な措置)

第11条 甲は、第9条第1項の規定に基づく立入調査の結果、周辺環境の安全確保のため特別の措置を講ずる必要があると認める場合には、丙に対し、建設工事等の一時中止を含む適切な措置を講ずることを求めるものとし、丙は誠意をもってこれに応じなければならない。

2 乙は、第9条第2項の規定に基づく立入調査の結果、必要と認めるときは、甲と協議の上、丙に対し、適切な措置を講ずるよう求めることができるものとし、丙は誠意をもってこれに応じなければならない。

(苦情の処理および損害の補償)

第12条 丙は、建設工事等に伴う地域住民からの苦情について、責任をもって対応し、迅速かつ適切にその解決を図らなければならない。

2 丙は、建設工事等に起因して地域住民に損害を与えた場合は、誠意をもって補償しなければならない。

3 丙は、第1項および前項の場合において、苦情および損害が建設工事等の請負事業者の行為によるときは、誠意をもって迅速かつ適正に解決するよう必要な措置を講じなければならない。

(公衆への広報)

第13条 丙は、もんじゅに関して公衆の理解と合意を得るために必要な広報活動を、積極的に行わなければならない。

2 丙が、特別の広報を行う場合および報道発表を行う場合は、甲および乙に対して連絡しなければならない。

**(連絡方法)**

第14条 丙は、甲および乙に対し、次の各号に定めるところにより連絡しなければならない。

- (1) 第5条および第7条に掲げる事項については、文書をもって連絡するものとする。ただし、第7条第3号に掲げる事項のうち環境放射能の調査報告については、「福井県環境放射能測定技術会議」が作成した調査報告をもって、これにかえるものとする。
- (2) 第8条および前条に掲げる事項については、口頭または電話による連絡後、文書をもって連絡するものとする。
- (3) その他必要な事項については、甲乙および丙が協議の上、別に定めるものとする。

(連絡の発受信者)

第15条 甲乙および丙は、相互の連絡を円滑に処理できるようあらかじめ発受信責任者およびその代行者を定めるものとする。

(協定書の改定)

第16条 この協定書に定める各事項について、改定すべき事由が生じたときは、甲乙および丙のいずれからその改定を申し出ることができるものとする。この場合において、甲乙および丙は、誠意をもって協議するものとする。

2 もんじゅの保守運営に係る周辺環境の安全確保等に必要な事項については、もんじゅの試験運転開始前までに、別に協定を締結するものとする。

(疑義または定めのない事項)

第17条 この協定に定めた事項について、疑義を生じたときまたは定めのない事項については甲乙および丙が協議の上、定めるものとする。

この協定締結の証として、本書4通を作成し、記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

昭和58年5月27日

【締結者】

甲	乙	丙
福井県・敦賀市	美浜町	(独)日本原子力研究開発機構

※動力炉・核燃料開発事業団は平成10年10月1日に核燃料サイクル開発機構に改組され、核燃料サイクル開発機構は平成17年10月1日に日本原子力研究所と統合して、(独)日本原子力研究開発機構となった。